

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様こんにちは。早いもので、もう師走となりました。個人事業者の皆様は事業年度の締めもあり、慌たしい時期が続きますが、体調など気を付けてお過ごしください。今回のかわら版では、インボイス導入2年目の消費税申告についてまとめました。

インボイス導入2年目の消費税申告等の留意点

インボイス制度が令和5年10月1日より始まり1年が経過しました。インボイス制度の下で2年目となる消費税の申告において、令和5年分で2割特例を適用したケースでは、年内に届出を行うことで令和6年分に簡易課税を適用できるため、同年分は2割特例の適用ができない場合でも簡易課税の適用漏れが生じないように注意が必要です。

申告1年目にはなかった、申告2年目特有の留意点を2点ご紹介します。

2割特例 R4年分の課税売上1,000万円超は適用不可

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった事業者は、売上げに係る消費税額の2割を納付すればよい2割特例を適用できます。

2割特例の適用を受ける場合は、仕入税額控除のためにインボイスの保存は必要ありませんが、基準期間（前々年）の課税売上高が1,000万円を超えている場合など、インボイス発行事業者の登録と関係なく課税事業者となる課税期間については適用できません。

2割特例の適用関係の例

| 年分 | 令和3年分 | 令和4年分 | 令和5年分 | 令和6年分 |
|------------|-------|---------|-------|---------------------|
| 課税売上高 | 700万円 | 1,100万円 | 900万円 | 800万円 |
| 2割特例の適用の有無 | — | — | 適用あり | 適用なし（簡易課税又は原則課税で申告） |

簡易課税 R6年12月末までの届出で6年分に適用可能なケースも

個人事業者の基準期間である令和4年分の課税売上高が1,000万円を超えていることで、令和6年分の消費税の申告で2割特例を適用できなくても、令和4年分の課税売上高が5,000万円以下である場合は簡易課税を適用できます。

簡易課税の適用を受ける場合も2割特例と同様に、仕入税額控除のためにインボイスの保存は必要ありません。原則、その適用を受ける課税期間の開始日の前日までに所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出が必要です。令和5年分の消費税の申告で2割特例の適用を受けた事業者については、令和6年12月31日までに同届出書を提出することで、令和6年分の消費税の申告で簡易課税の適用を受けることができます。

（出典：税務通信3829号12月2日より）

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL：092-726-2350